

21年度町表彰 11人と4団体を表彰

町の各分野で功績のあった人や団体を表彰する町表彰式を、2月17日、文化体育館で行いました。

地方自治に貢献のあった2人に「顕功賞」、地域の発展と住民福祉に貢献のあった1人に「ツツジ賞」、1団体に「松樹賞」、また、各分野で貢献のあった8人と3団体に「感謝状」が贈られました。



受賞者は次の皆さんです。(順不同・敬称略)

【顕功賞】

▽生島 嘉章 ▽橋本 義和

【ツツジ賞】

▽匿名希望1人

【松樹賞】

▽杉生・西畑練り込み保存会

【感謝状】

▽栗野 ひろ子 ▽岡田 ムツミ ▽織部 順子 ▽阿古谷安全ボランティア
▽下神 實千代 ▽清水 ゆかり
▽株式会社ナック ▽フリーマーケット日生中央駅前実行委員会
▽前西 福應 ▽紫合 義人 ▽匿名希望1人

問い合わせは、秘書室 (☎766-8713) へ。



幼児の交通事故防止を目的とし、うさちゃんクラブの愛称で親しまれている、幼児交通安全クラブの会員を募集します。

うさちゃんクラブ 会員募集

同クラブでは、ゲームやビデオで、信号や横断歩道の渡り方などの交通ルールを、楽しく学ぶほか、街頭での実地訓練を行います。

▼会場・開催日 下表のとおり
▼対象 平成16年4月2日〜平成19年4月1日に生まれた幼児とその保護者
▼定員 各クラス30人(先着順)
▼申込期間 3月2日(火)〜同日(火) 土日除く
申込み・問い合わせは、コミュニティ課(☎766-8784)へ。

うさちゃんクラブ日程表

クラス	開催日	時間	開催場所
あお	第1水曜日	午後3時30分〜同4時30分	六瀬住民センター
みどり	第1木曜日	午後3時30分〜同4時30分	
ふじ	第2火曜日	午後3時30分〜同4時30分	日生住民センター
かき	第2水曜日	午後3時30分〜同4時30分	
き	第2木曜日	午前10時〜同11時	中央公民館
しろ		午後3時30分〜同4時30分	
あか	第3水曜日	午後3時30分〜同4時30分	社会福祉会館
もも	第3木曜日	午後3時30分〜同4時30分	

※4月から12月(8月は除く)の8回実施します。
※月により、開催日・場所を変更する場合があります。くわしい日程はコミュニティ課へ。

2010 猪名川町彫刻の道マラソン大会の結果

2月21日、好天のもと1,100人が参加し、マラソンの部・小学生駅伝・スタンプラリーと種目ごとに健脚を競い合いました。成績は次のとおりです。

問い合わせは、生涯学習課 (☎767-2323) へ。

彫刻の道マラソン大会成績一覧(敬称略)

コース	優勝	2位	3位
10km	男子 吉田 福蔵(川西市)	寺井 洋平(京都府)	有吉 惇(川西市)
	女子 廣岡 真理子(宝塚市)	水間 恵(川西市)	村上 千里(三田市)
5km	男子 片上 智史(猪名川町)	松田 健作(猪名川町)	柿原 貴次(京都府)
	女子 川西 ひかる(川西市)	松谷 侑華(川西市)	西 万葉(川西市)
3km	男子 曾我部 憲汰(川西市)	川原 章義(篠山市)	磯辺 翔太(川西市)
	女子 小澤 まひろ(川西市)	石原 莉里佳(川西市)	濱谷 美晴(川西市)
小学生駅伝	男子 キングブレイブス(豊能町)	亀岡キッズ夢実現(亀岡市)	伊丹南陸上クラブA(伊丹市)
	女子 泉州アップル(泉南市)	Smile7(猪名川町)	天小駅伝部(伊丹市)

※詳細は町ホームページに掲載しています

春休み短期水泳教室 参加者募集

▶とき 3月30日(火)〜4月3日(土)の5日間

▶ところ 町B&G海洋センター

▶コース・時間・対象
Aコース=午前8時〜同9時(6歳以上〜中学3年生)
Bコース=午前9時〜同10時(3歳以上〜6歳以下)

▶参加費 5,000円

▶定員 Aコース=50人、Bコース=40人

▶申込 3月2日午前9時から同センター多目的室で先着順に受付
問い合わせは、町B&G海洋センター(☎767-4100)へ。

消費生活の アドバイス

> 188 <



クーリング・オフって?

《質問》
Q1 ネットショッピングでカバンを注文した。届いたカバンの色が思っていたより明るく気に入らない。返品について何も書いてないので、クーリング・オフが出来るかと思いつつ、クーリング・オフに連絡すると「クーリング・オフは適応されない。返品するならば送料は負担してください」と言われた。
Q2 子供服の店で孫の服を買った。娘に連絡すると買った服のサイズはもう少し小さいと言われたので、店に行き「クーリング・オフしてください」と言ったが断られた。

《回答》
Q1の場合、通信販売にあたり、クーリング・オフ制度の適用はありません。ただし、返品特約について記載が無い場合は8日間、送料は消費者負担で返品出来ます。
Q2は店舗販売でクーリング・オフ制度の適用はありません。ただし、お店によって異なります。お店に問い合わせは、消費生活相談コーナー(☎766-1110)へ。

よって返品交換に際しては、くれぐれも法律にもとづいたものではなく、お店の好意によるものです。私達は毎日多くの契約をしています。「店で商品を買う」、「医者にかかる」、「電気・水道などを使う」、「電車に乗る」、これらはすべて契約です。契約は、「売ります」「買います」のように意思が一致すると契約は成立し、お互いに契約を守る義務が生じます。一方的に内容を変更することや、勝手にやめることはできません。しかし、消費者を守る特別な制度としてクーリング・オフ制度があります。

クーリング・オフ制度とは契約後、消費者に冷静に(cooling)考える時間を与え、一定期間内であれば無条件解約が出来る制度です。クーリング・オフできるものは訪問販売や電話勧誘など不意打ち的に契約したものや、エステ・外国語教室など継続してサービスをj受ける契約やマルチ商法などがあります。クーリング・オフは書面で行い、簡易書留などにより送ったことが証明できるかたちで送りましょう。契約について、何かわからないことがあれば、消費生活相談コーナーに相談してください。